

答 申 書
(答 申 第 311 号)
令和2年(2020年)7月3日

1 審査会の結論

北海道知事が、審査請求人に係る個人情報に記載されている公文書について、非開示とした部分のうち、別紙1に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、法人団体課における〇〇に関する一切である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、開示請求者に係る次の公文書を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）として特定した。

- ① 公益財団法人〇〇における備置き書類の開示について
- ② 公益財団法人〇〇に係る〇〇氏の来庁について
- ③ 来庁者への対応
- ④ 電話通信票、来庁者への対応
- ⑤ 来庁者への対応
- ⑥ 来庁者への対応（法人理事長）
- ⑦ 電話受理票
- ⑧ 来庁者への対応

実施機関は、本件個人情報のうち、公文書①、②、③、⑤、⑥及び⑧の一部が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）、同項第3号に規定する非開示情報（以下「3号情報」という。）及び同項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとし、令和元年9月19日付け法人第1650号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とされた部分（以下「本件非開示部分」という。）は、2号情報、3号情報及び8号情報に該当しないとして、非開示部分の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 2号情報該当性について

ア 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、個人の正当な利益を侵すおそれがない場合としては、次のような場合が考えられるとしている。

- (ア) 開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが明らかである場合
- (イ) 当該個人情報が何人でも知り得るものである場合
- (ウ) 当該個人の同意が得られた場合

イ 請求人は、本件非開示部分について、概ね次のとおり主張している。

(7) 公益財団法人は、国民から信頼なくしては成り立たない法人であり、積極的に情報公開すべきである。

(4) 本件個人情報の中には、請求人自身が提出した書類が含まれており、その一部が非開示とされているが、当該書類に記載された情報は非開示情報に該当しない。

ウ 当審査会において、本件個人情報を見分したところ、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、公文書②、③、⑤及び⑧に記載された請求人以外の個人の氏名、年齢及び印鑑の印影等であった。以下、これらの情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるか否かについて、個別に判断することとする。

(7) 公文書②について

公文書②は、〇年に請求人が来庁して実施機関の職員と相談を行った際の、相談対応記録であり、相談対応の概要に「〇〇お打ち合わせレジメ」（以下「レジメ」という。）と題する資料が添付されていた。

そのうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、レジメに記載された請求人以外の個人の氏名及び年齢等の情報であるが、レジメには請求人自身が作成したとする記述があること及び相談対応記録に添付されているという保管状態であることから、レジメは、請求人が作成し、相談の際に提出したものであると認められる。

したがって、請求人はその記載内容を知り得る立場にあることが明らかであると認められ、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとは認められず、開示することが妥当であると判断する。

(4) 公文書③、⑤及び⑧について

公文書③、⑤及び⑧は、〇年から〇年にかけて、請求人が来庁して実施機関の職員と相談を行った際の、相談対応記録であり、それぞれ相談対応の概要に資料が添付されていた。

そのうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、公文書③及び⑤に記載された請求人と共に来庁した第三者の氏名並びに公文書⑤及び⑧に添付された資料に押印された公益財団法人〇〇理事長の印鑑の印影である。

a 第三者の氏名について

請求人と共に来庁した第三者については、請求人と共に相談を行ったという経緯から、請求人の知人であると認められる。

したがって、請求人は、当該第三者の氏名を知り得る立場にあることが明らかであると認められ、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとは認められず、開示することが妥当であると判断する。

b 印鑑の印影について

当審査会において、請求人に確認したところ、公文書⑤及び⑧に添付された資料は、請求人が実施機関に提出したとのことであった。

また、公文書⑤及び⑧の「内容」欄には、請求人の発言として当該資料を提示したとの記述があること及び当該資料の保管状態から、請求人が相談の際に提出したものであると認められる。

したがって、添付された資料に押印された印鑑の印影については、請求人はその記載内容を知り得る立場にあることが明らかであると認められ、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとは認められず、開示することが妥当であると判断する。

エ 以上のことから、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、全て開示することが妥当であると判断する。

(4) 3号情報該当性について

ア 条例第16条第1項第3号は、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

そして、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものとは、開示することにより、法令又は社会通念に照らして、当該法人等が有すると考えられる競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる次のような情報をいうとしている。

(ア) 法人等の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等の事業活動が不当に損なわれると認められるもの

(イ) 法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人等の事業運営が不当に損なわれると認められるもの

(ウ) 開示をすることにより、法人等の社会的な評価、社会活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

イ 実施機関が3号情報に該当するとして非開示とした部分は、公文書①、②及び⑥に記載された当該法人の内規に関することや請求人に対する当該法人の対応に係る具体的な記載であった。これらの情報は、相談の当事者でなければ知り得ない情報であると推認され、これらを開示すると、請求人と当該法人との間に無用な争いを生じさせるおそれを高め、今後の実施機関への相談の際に、当該法人が自由に発言できなくなるなど当該法人の社会的評価や社会活動の自由を損なうおそれが認められる。

ウ しかし、対象公文書②は、請求人が来庁して実施機関の職員と相談を行った際の、相談対応記録であって、それに添付された資料であるレジメは請求人が提出したものと認められることから、当該公文書に記載された情報に限っては、開示しても、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれは認められないため、開示をすることが妥当であると判断する。

(5) 8号情報該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

そして、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものとは、当該事務の執行が阻害されたり、当該事務を実施する意義を失わせたり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生じる可能性があるとして認められる次のような個人情報をいうとしている。

(ア) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生じるおそれがあるもの

(イ) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあるもの

イ 実施機関は、8号情報に該当するとして非開示とした部分は、当該法人からの相談に対して行った回答や助言に関する記述であり、これらの情報を開示することにより、実施機関の法人に対する監督事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものであることから、非開示とすることが妥当であると主張する。

ウ 当審査会において、本件個人情報を見分したところ、8号情報に該当するとして非開示とされた部分は、公文書①に記載された当該法人の相談に対する実施機関の助言及び公文書②に記

載された請求人の相談に対する実施機関の回答であった。

エ 公文書②は、上記のとおり、請求人の相談対応記録であると認められるため、実施機関の回答は、当時において請求人に伝えられていると認められる。

したがって、公文書②に記載されたこれらの情報を開示しても、相談事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、開示することが妥当であると判断する。その余の部分については、実施機関の判断は妥当であると認められる。

(6) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、反論書において、○年○月以前にされた実施機関の職員との面談または電話による通話をした際の対応記録があるにも関わらず、開示されていないとして、文書の特定不足を主張している。

イ 実施機関は、面談や通話の際の対応記録は、業務上の必要性に応じて作成しているものであり、当課で保有する公文書は、本件個人情報全てであると主張している。

ウ これらの説明から、本件個人情報以外に作成された記録は存在しないとする実施機関の主張には、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、文書の特定不足は、認められないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年1月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号615） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和2年1月15日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年2月25日	○ 審査請求人から意見書の提出
令和2年3月3日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年4月27日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年6月22日 （第102回審査会）	○ 答申案審議
令和2年7月3日	○ 答申

別紙 1

本件個人情報に記載された公文書	開示すべき部分
公益財団法人〇〇に係る〇〇氏の来庁について	<ul style="list-style-type: none">趣旨②及び趣旨の※印以下〇〇お打ち合わせレジメの1、2の3行目、2-1の1行目及び3
来庁者への対応（〇年〇月〇日）	<ul style="list-style-type: none">相手方のうち、開示請求者以外の者の氏名
来庁者への対応（〇年〇月〇日）	<ul style="list-style-type: none">来庁者のうち、開示請求者以外の者の氏名確認書（〇年〇月〇日付け及び〇年〇月〇日付け）に押印された開示請求者以外の者の印鑑の印影
来庁者への対応（〇年〇月〇日）	<ul style="list-style-type: none">情報開示請求に関して（〇年〇月〇日付け）に押印された開示請求者以外の者の印鑑の印影